

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名（地区内集落名） | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|-----------------------|-----------|------------|
| 珠洲市 | 清水地区 (真浦・仁江・清水・片岩) | 令和3年3月15日 | 平成30年3月30日 |

1 対象地区の現状

| | | | |
|--------------------------------------|----|-------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | | | 62.90ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | | | 33.71ha |
| ③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計 | | | 10.05ha |
| | i | うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 7.49ha |
| | ii | うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.78ha |
| ④地区内において、今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計 | | | 0.00ha |
| ⑤地区内における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況 | 個人 | 4経営体 | |
| (備考) 担い手はいるが十分ではない。 | | | |

2 対象地区の課題

| |
|--|
| <p>中山間地域で条件不利地が多く獣害被害も多い地区であるため真浦地区をはじめとして遊休農地が増加している。新たな農地の受け手の確保や中山間地域等直接支払交付金等を活用した集落ぐるみでの農地保全が課題となる。</p> |
|--|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|--|
| <p>中心経営体である4経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p> |
|--|

4 農地中間管理機構の活用方針

| |
|---|
| <p>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付けることとするが、最終的には地域の農地所有者の意向を優先する。</p> |
|---|